

国有財産一時貸付公示書

下記国有財産を一般競争入札により一時貸付します。

記

1. 一時貸付物件

物件所在地	区分	登記地目 (種目等)	面積
熊本市中央区千葉城町3番25のうち	土地	宅地	869.20㎡

2. 一時貸付期間

令和7年4月1日（火曜日）から令和8年3月31日（火曜日）までの365日間

3. 競争入札参加者に必要な資格

- 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。

4. 入札要領及び契約条項を示す場所及び入札書等の交付

①場 所 熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎A棟7階 九州財務局 管財部 第一統括国有財産管理官

メールアドレス：daitoukatsu@ks.lfb-mof.go.jp

②期 間 令和7年2月12日（水曜日）から令和7年2月28日（金曜日）まで

（ただし土曜日・日曜日、祝日を除く）

③時 間 9時00分から17時00分まで（ただし12時00分から13時00分を除く）

なお、最終日（令和7年2月28日（金曜日））の交付については15時00分までとする。

（注） 入札書等については、郵送及び電子メールによる交付（受領）も可とする。

ただし、郵送は令和7年2月21日（金曜日）までに申し出があった場合に限る。

5. 入札参加申込、入札及び開札の日時及び場所

（1）入札参加申込書の提出期限及び場所

①提出期限 令和7年2月28日（金曜日） 17時00分まで

②提出場所 上記4の場所

③提出物 入札参加申込書、入札保証金提出書、役員一覧（法人による入札のみ）

（2）入札及び開札の日時及び場所

①日 時 入札 令和7年3月13日（木曜日） 10時00分から

開札 入札締切後直ちに開札

②場 所 熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎A棟7階 入札室

6. 入札保証金

（1）各自、入札金額の100分の5（円未満切上）以上に相当する金額を、当局から配付を受けた所定の振込依頼書を用いて、入札申込書提出前に金融機関より納付すること。

（2）落札者以外の入札者に対しては、入札者があらかじめ指定した金融機関（金融機関の代理店を除く）の預貯金口座へ振り込む方法により還付する。

なお、落札者の決定を留保した場合は、落札者が決定するまでの間、当該物件の入札者に係る入札保証金の還付を留保する。

ただし、落札決定を留保した場合において、開札後、入札参加者から落札決定前に「入札辞退届」の提出があった場合には、入札保証金を還付する。

（3）落札者の入札保証金は、契約締結後、速やかに還付する。

（4）入札保証金には利息を付さない。

7. 入札の無効

入札参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

8. 入札の条件

一般競争入札の実施に当たっては、次の条件を付するものとする。

(1) 落札者は、一時貸付期間中、都市計画上の用途制限のほか、貸付物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業その他これらに類する業の用、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団の事務所その他これに類する施設の用、公の秩序又は善良の風俗に反する目的の用その他近隣住民の迷惑となる目的の用に供してはならない。

(注) 条件に違反した場合には、速やかに契約を解除する。また、国の定める金額を違約金として国に支払わなければならない。

(2) 落札者は、暴力団又は暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又はそれらと関与している者であってはならない。

(注) 条件に違反した場合には速やかに契約を解除する。

9. 入札価格

入札物件の見積賃料を記載すること。

10. 落札者の決定

予算決算及び会計令第79条に基づき作成された予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

11. 契約不履行

落札者が落札決定の日から貸付始期までに契約を結ばない場合には、上記6の入札保証金は国庫に帰属する。

12. 契約書作成の要否及び代金支払方法

契約書の作成を要し、一時貸付料は即納とする。

13. 契約内容等の公表

(1) 入札の実施結果に係る次に掲げる情報については、開札後速やかに九州財務局のホームページにおいて公表するものとする。

物件所在地、登記地目、面積、応札者数、開札結果、定期借地権（借地借家法（平成3年法律第90号）第22条に規定する借地権及び第23条第1項又は第2項に規定する借地権をいう。以下同じ）の設定の有無、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率

(2) 契約締結したものについては、その契約内容に係る次に掲げる情報を九州財務局のホームページにおいて公表するものとする。

物件所在地、登記地目、面積、応札者数、開札結果、契約年月日、年額貸付料（貸付期間が1年未満の場合は当該貸付期間に対応する貸付料）、契約期間、契約相手方の法人・個人の別（契約相手方が地方公共団体の場合は当該団体名）、契約相手方の業種（契約相手方が法人の場合のみ）、定期借地権の設定の有無、価格形成上の減価要因（国の予定価格（予算決算及び会計令第80条の規定に基づき定める予定価格をいう。）の算定に当たり、地下埋設物、土壌汚染等の物件の状況又は建物解体撤去を減価要因とした場合のその要因をいう。）、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率

(3) 上記(1)及び(2)に掲げる情報の公表に対する同意を契約締結の要件とする。

14. その他

(1) 物件によっては、各種法規制等により利用用途が制限される場合があるので、入札者は事前に下記問い合わせ先へ照会するとともに、法規制等について自身で確認の上、入札するものとする。

(2) 入札者は、本公示書のほか、上記4に規定する場所で交付する入札要領及び国有財産一時貸付契約書（案）を十分理解の上、入札するものとする。

以上公示します。

令和7年2月12日

財務省 九州財務局

(問い合わせ先)

〒860-8585 熊本市西区春日2丁目10番1号

熊本地方合同庁舎A棟7階

九州財務局 管財部 第一統括国有財産管理官

電話番号 (096) 353-6351 (内線 3142、3147)